

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく
「経済産業研究所データベース業務」に係る契約の締結について

平成23年度～平成25年度分の「経済産業研究所データベース業務」について、下記のとおり契約を締結いたしました。

記

1. 契約の相手方の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階
株式会社価値総合研究所
代表取締役社長 森 和之

2. 契約金額

21,000,000 円（税抜）

3. 経済産業研究所データベース業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) データベース業務の内容

データベース業務は、日本産業生産性データベース（Japan Industrial Productivity database : JIP）基礎資料収集・入力業務と RIETI Trade Industry Database (RIETI-TID) 作成等業務の2つに分かれる。

JIP は、日本の経済成長と産業構造変化を分析するための二次加工統計であり、詳細な産業レベルの全要素生産性の動向やその決定要因についての研究・分析に利用されている。また、欧州連合（EU）の生産性に関する国際連携プロジェクト EU KLEMS や OECD のデータベースプロジェクトに始まり、現在それを受け継ぐ形で実施されているハーバード大を中心とするワールド KLEMS プロジェクト、世界投入産出データベース（WIOD）プロジェクトに参加、JIP による日本の産業構造や産業別生産性動向は、米国や EU 加盟国、韓国など、他の先進諸国との比較に用いられるなど、世界的にも高く評価されている。JIP 基礎資料収集・入力業務は、この JIP を作成するための基礎データを収集・入力するものである。

RIETI-TID は、国連が作成している COMTRADE のデータを基に作成された二次加工統計であり、世界各国の産業別生産段階別の貿易構造の変化を把握するために用いられ、これを用いた分析が通商白書に例年掲載されているものであり、RIETI-TID 作成等業務はこの RIETI-TID 自体を作成するものである。

(2) データベース業務の詳細及び作業要領

本業務は、次の作業手順に従い、期日までに成果を提出する。

① JIP 基礎資料収集・入力業務

(ア) 統計データの入手作業

- ・民間事業者は、別添 1 に掲げた統計データを入手する。
(2 年目については、前年度に収集したデータの次年度のものとする)

(イ) 入手した統計データの入力作業及び元データの納品

- ・民間事業者は、入手した統計データ及び元データを別添 2 に掲げる形式に従って納品する。
- ・なお、国民経済計算等、入手した統計データが過去に遡って変更（修正）されていた場合であっても、これを再入力（訂正）する必要はない。

(ウ) 納期について

< 1 年目 >

- ・納期①：2012 年 8 月 20 日（8 月 15 日までに公表されたデータについて）
- ・納期②：2012 年 10 月 30 日（10 月 25 日までに公表されたデータについて）
- ・それ以降：2012 年 10 月 25 日以降に公表されたデータは、適宜速やかに（公表 5 日程度）。
- ・データの配布方法又は公表様式が仕様書と異なっていた場合には、その旨速やかに当研究所に報告する。

< 2 年目 >

- ・1 年目に準じる（前年度に収集・入力した後に公表されたデータを対象とし、1 年目と同様に、第 1 回納期・第 2 回納期・それ以降に分けて作業を行う）

(エ) 統計データの入手作業にかかる事前確認

- ・1 年目及び 2 年目の統計データ入手作業は仕様書作成時よりほぼ 1 年が経過した時点での作業となるため、データの配布方法又は公表様式が仕様書で示したものから変更されている可能性がある。そのため、以下のように事前確認を行う。
- ・事前確認①：各年の 6 月 10 日までに公表されたデータについては、6 月 15 日までに配布方法及び公表様式について確認し、前年度から変更があった場合は、その旨速やかに当研究所に報告する。データの公表様式が前年度と異なるものについては、当研究所からデータ収集作業について指示する。8 月 15 日までに本データ収集作業の指示がない場合には、納期は 10 月 30 日（納期②）とする。9 月 15 日までに当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする。

【事前確認①の日程】

< 1 年目 > 2012 年 6 月 15 日（6 月 10 日までに公表されたデータについて）

< 2 年目 > 2013 年 6 月 14 日（6 月 10 日までに公表されたデータについて）

- ・事前確認②：各年の 6 月 11 日以降に公表されたものについては、データの公表様式

が前年度と異なる場合には、その旨速やかに当研究所に報告し、データ収集作業は指示があるまで待つ。当研究所への報告の日から 90 日経過しても当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする。データの配布方法のみが異なる場合には当研究所に報告の上、データ収集作業を行う。

②RIETI-TID 作成等業務

(ア)RIETI-TID の作成及び HP 上での公開業務

- ・既存の RIETI-TID の更新業務を行う。民間事業者は別添 3 に従って、データ作成を行い、当該データを既存の RIETI-TID のデータに付加(更新)する。更新後のデータを基に検索システムを付加したデータベースを構築し、これを民間事業者が直接又は間接に管理するサーバーに保管・維持・管理するとともに、当所ホームページ閲覧者からの検索に供する。
- ・更新後のデータ、データベース、データベース生成システム(データを作成する際に使用したプログラムのソースコード)及び検索システム(検索システムのソースコード)を当研究所に納入する。
- ・その際、民間事業者は、国連 COMTRADE を基に作成する RIETI-TID の公開が可能となるよう、RIETI-TID が二次加工統計であり国連 COMTRADE の著作権を侵害するものではない旨のメールを毎年国連担当者へ送り、その確認を得る。

(イ)納期について

<1年目>

- ・2011 年 2 月 20 日までに公表された 2010 年のデータを付加したデータベースを HP 上で 2012 年 3 月 1 日から 2011 年 3 月 5 日(時期更新)まで公表する。

<2年目>

- ・2012 年 2 月 20 日までに公表された 2011 年のデータを付加したデータベースを HP 上で 2013 年 3 月 1 日から 2014 年 3 月 5 日(契約終了日)まで公表する。
- ・国連 COMTRADE のデータが過去に遡って変更(修正)されていた場合であっても、これを再入力(訂正)する必要はない。また、国連の COMTRADE のデータは国毎に順次公表されるものであるため、RIETI-TID の対象国に関するデータの公表が遅れる可能性があり、各年 2 月 20 日までに国連 COMTRADE に公表されていない対象国のデータについては作業を不要とし、当該国名を当研究所に報告する。

(3)事業実施にあたり確保されるべきサービスの質

- ①JIP 基礎資料及び RIETI-TID の基礎となる統計データを誤りなく入手すること。
- ②JIP 基礎資料を別添 2 の方法に従って適切に入力すること。
- ③RIETI-TID の基礎となる統計データを別添 3 の方法に従って加工及びデータベース化し、それを公開するとともに、データベースのサーバーを適切に管理すること。
- ④納品後契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全てのデータを再検証した

上で誤りを修正し、再度納品すること。

⑤当研究所が定めたスケジュールを厳守すること。

4. 実施期間

平成 23 年 12 月 28 日から平成 26 年 3 月末日まで

5. 研究所に対して報告すべき事項、秘密を保持し、その他「経済産業研究所データベース業務」の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示による講ずべき措置

①報告等

ア. 民間事業者は実施計画に 2 回程度（10 月頃、2 月上旬）の当研究所と RIETI-TID の開発状況等に関する打ち合わせを設定することとする。

イ. 民間事業者は、契約期間内の RIETI-TID へのアクセス数を毎月末の翌日までに当研究所に報告しなければならない。

ウ. 民間事業者は、原則として請負業務を終了し、もしくは中止した日が属する月の翌月末までに当研究所に報告しなければならない。

②調査

ア. 当研究所は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条 1 項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ. 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

当研究所は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

③民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

④民間事業者は、請負事業を終了し若しくは中止した場合は、請負事業によって取得した当研究所の研究者等の個人情報破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を契約期間終了日の属する月末又は請負事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに当研究所に提出しなければならない。

⑤民間事業者は、情報セキュリティ管理能力を有していなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①請負事業の開始及び中止

ア. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に確実に事業を開始しなければならない。

イ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め当研究所の承認を得なければならない。

②金品等の授受の禁止

民間事業者は、請負事業において当研究所の役職員から金品等を受け取ること又は当研究所の役職員に与えることをしてはならない。

③宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人経済産業研究所」の名称並びに当研究所の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

④取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは当研究所以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑤記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑥権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑦再委託

ア. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委

託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。

ウ. 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託先の変更や新たな再委託先の追加等を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで、事前に当研究所の承認を受けなければならない。

エ. 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、民間事業者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑧業務従事者等の変更

民間事業者は、やむを得ない事由により予め企画書等において記載した業務従事者の変更を行う場合は、事前に当研究所に承認を得なければならない。

⑨契約内容の変更

当研究所及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑩契約の解除

当研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、当研究所が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の10%に相当する金額を当研究所に納付するとともに、当研究所との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ア. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

イ. 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ウ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑪損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑫不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事

由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当研究所が協議する。

⑭完成物の著作権の帰属

当業務における完成物の著作権は、当研究所に帰属するものとする。

(4) 当研究所の監督体制

- ① JIP データベース業務に係る監督は、当研究所研究グループ研究コーディネーターを、RIETI-TID 業務に係る監督は、当研究所研究グループ研究調整副ディレクター（計量分析・データ担当）を責任者とする。
- ② 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、当研究所総務グループが行い、総務副ディレクター（管理担当）を責任者とする。
- ③ 請負事業の経理に係る監督は、当研究所総務グループが行い、経理マネージャーを責任者とする。

6. 事業実施に当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合において、

- (1) 当研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であつて、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

7. 民間事業者の実施する経済産業研究所データベース業務の実施体制及び実施方法

実施に当たっては、民間事業者4名に加え、臨時雇用職員2名、再委託先事業者6名の体制で進める。再委託先事業者はRIETI-TIDの検索システム構築・保守管理業務及びJIPデータ収集・入力業務の一部を行う。

民間事業者はプロジェクトリーダーを置き、JIP及びRIETI-TIDのデータチェックを行うとともに研究所との連絡窓口とする。 以上